

平成31年第3回臨時会

孺恋村議会会議録

平成31年3月28日 開会

平成31年3月28日 閉会

孺恋村議会

平成31年第3回嬭恋村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (3月28日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	1
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉議及び閉会の宣告	19
○署名議員	21

平成31年第3回臨時村議会

(第1号)

平成31年第3回婦恋村議会臨時会会議録

議事日程(第1号)

平成31年3月28日(木) 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第25号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	佐藤 鈴江 君	2番	土屋 幸雄 君
4番	松本 幸 君	5番	滝沢 俣明 君
6番	黒岩 忠雄 君	8番	伊藤 洋子 君
9番	大久保 守 君	10番	羽生田 宗俊 君
11番	黒岩 鹿二郎 君	12番	大野 克美 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	熊川 栄 君	教 育 長	地 田 功 一 君
総務課長	松本 源 君	総合政策課長	加藤 康治 君
税務課長	宮崎 貴 君	住民福祉課長	土屋 和久 君
建設課長	宮崎 芳弥 君	農林振興課長	横沢 貴博 君
観光商工課長	佐藤 幸光 君	上下水道課長	熊川 武彦 君
教育委員会 事務局 長	宮崎 孝 君	会計管理者	熊川 さち子 君

事務局職員出席者

議会議務局長 黒岩 崇明 書記 宮崎 剛

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（滝沢俣明君） 皆さん、おはようございます。

それでは、これから平成31年第3回婦恋村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、平成31年第3回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（滝沢俣明君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（滝沢俣明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、土屋幸雄君、松本幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（滝沢俣明君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝沢俣明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（滝沢倅明君） 日程第3、議案第25号 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第25号の提案理由を説明させていただきます。

平成30年6月議会定例会において、「廃棄物の持ち込みを認めないむら」を宣言したところではありますが、以下のとおり2の内容を改正するものでございます。

廃棄物の持ち込みを認めない村宣言、2、一般廃棄物は村外からの収集、運搬、中間処理、最終処分までの全てを認めないと訂正するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

詳細説明をお願いいたします。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 「廃棄物の持ち込みを認めないむら」宣言についてですけれども、3項目ございまして、その1項目につきまして、今までは一般廃棄物は村外からの持ち込みを認めないというものだったものですが、その内容について、一つ一つ明快に収集、運搬、中間処理、最終処分というものを全て表示することで、これら全てを認めないということを強調したものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（滝沢倅明君） 本案について、これより質疑を行います。

佐藤鈴江さん。

○1番（佐藤鈴江君） これについて、中間処理も入っているわけですが、現在、中間処理をされている業者があると思いますが、この業者について、例えば村外で仕事をした場合の、そういったものについての考え方はどのように考えていくんでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 佐藤議員の質問に回答したいと思います。

今、中間処理を、般廃棄物についてなんですけれども、行っている、嬭恋村の中から排出された廃棄物について中間処理を行っているところは、吾妻環境衛生施設組合で行っているセンターのみでございます。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

大久保守君。

○9番（大久保 守君） 1つは、今、出ました、これは一般廃棄物村外の収集ということで、村内には産業廃棄物、要は一般廃棄物よりも非常に高いハードルがある産業廃棄物の業者があつて、中間処理もしていると思いますが、それは認めるということと、1つ、今回こういうような条例を改正しなきゃならないという、村長が今まで言ってきた中であやふやな点があるから、こういうことを議会からも求められたり、また村民から求められる状態じゃないかなと思うんですね。はっきり村長が、しないんだとか、そういうことを言ってるとは言うんですけれども、あやふやだから今日も傍聴の方も来られているというような様子だと思うんですけれども、これを県へ行ってきちんと言ってきたことはあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 現在は、事前審査の段階ということでございます。

事前審査につきましては、群馬県吾妻環境森林事務所の所長の権限で、今現在、手続中と伺っております。ここにつきましては、逐次、村の動向につきましては、ご報告をさせていただいております。

昨日でございますが、改めまして、うちの総務課長並びに担当課長3名で桜井所長にもお会いしまして、改めて今までの経緯全て文書も持って報告をしてきたところでございます。また、県の部長さん、あるいはリサイクル課長さんにも、今までの動向については常に県のほうには報告をしてきておるところでございます。

もう1点、あやふやというお言葉でございましたが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条におきまして、一般廃棄物について嬭恋村長は持ち込みを認めないといった場合には、法律上持ち込みができないということでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

〔「産業廃棄物はどうですか」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） その点については、担当課長から説明させていただきます。

○議長（滝沢倅明君） 住民福祉課長。

〔住民福祉課長 土屋和久君登壇〕

○住民福祉課長（土屋和久君） 大久保議員の質問に答えさせていただきます。

産業廃棄物につきましては、これにつきましては、収集運搬、それから処理につきましても県の権限になりますので、それについては中間処理を行っている業者は確かにおります。現在おります。ですけれども、それは村の権限ではないということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） ほかに質問ございますか。

松本幸君。

○4番（松本 幸君） この案件は、文言のことが1つあって、今、大久保議員からも出ましたけれども、大事なことは今言われたように、村長は県のほうには行ってきました。報告がありました。ただまだ、その事業主のウィズ、一番問題は事業主なんですよね。

ですから、この事業主に対して、はっきりと意思を表示してやらなければ、まだ事業主としては、言葉はおかしいかしれないですけれども、諦める覚悟にはならないと思いますね。ですから、そこで村長が、この前の議会でも言いましたけれども、任期中にできるのかどうか私問うたら、やりますと言いましたよね。

ですから、そこをぜひとも事業者の代表者なり、その人たちに、こういう意見で村はおります、私を中心にそういう意見でありますということをはっきり述べていただきたいと、任期中に。それはいかがでしょうか。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 松本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

そのつもりでございまして、日程調整をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 松本幸君。

○4番（松本 幸君） その件に関しましては、できたら私ども議員のまだ任期はありますので、報告をよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） この問題は、最初のときに、村長のほうからは、県が所管する案件だからという言葉が多かったわけですがけれども、そんな中で村民の不安を取り除けながら話し合いをしてきた今、そして今日に至ったわけですがけれども、今回の文章を入れるということで、本当に処分場をつくらせないということが確固としたものになるのか、それは、先ほど松本議員からも質問があったように、やっぱりまだあと2年半残っている中で、事前協議が進められているわけですがけれども、その間に処分場ができないというふうにならないと、まだまだ村民の不安はあると思いますので、その点について1点お聞きしたいと思います。

あと、幸議員から出た相手に対して、事業主に対しては、今後も任期中というのと、私たち5月二十何日までだったと思いますけれども、村長もそうかなと思いますけれども、やっぱり年度内ということのははっきりした……

〔「4月」と呼ぶ者あり〕

○8番（伊藤洋子君） 4月25日か、ごめんなさい、失礼しました。今のは4月25日までということで訂正をお願いします。

できれば、でも、年度内にしたほうがいいし、このことは松本議員が3月議会の一般質問でも、相手にも早く言わないとどんどんもし進んだら、より相手に迷惑になると思いますので、それは任期中というよりも、年度内にというのではどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現在は事前審査中ということで、先ほど申しましたように、群馬県吾妻環境森林事務所、中之条に所がございいますが、そちらの権限で手順は進んでおるという状況だと確認しております。

昨日、改めて今までの経緯を全て所長さんに、また担当方2名の方に、私ども担当課長と一緒に行って話を報告をしてまいりました。今後も、県の中央、中心部といいますか、手続が進めば環境森林部部長の部署になりますので、そちらにも、今までも常に報告をしてまいりましたが、今後もしっかり対応して報告をしてまいりたいと思っています。

第2点目、松本幸議員の先ほどのお話のとおりで、過日の本会議でも事業者に対してもは

っきりと言うという話を発言しております。宣言してきております。

また、伊藤洋子議員の趣旨も、年度内はちょっと無理だと思っておりますが、任期中にはまた、なるべく早い時期に今調整しておりますので、また、議員の皆さんには任期中にご報告をできるようにしたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 伊藤洋子君。

○8番（伊藤洋子君） 今、村長が申しますように、事前協議中だというのは、私も承知しておりますけれども、私は観光関係にも携わっているわけですが、村長がごみの問題で責任を持ってやるということは、条例にもうたわれております。その点で今回こういう一歩進んだ宣言をするということでは、確かに一般廃棄物は持ち込まれないというのは確実に思うんですけれども、観光に携わったり自然を大事にしたいという立場からいうと、処分場が手をつけられてできるということがとても不安の部分なんですけれども、その点ではやっぱり村長の、ごみの問題は村長に権限がある村では、そんな中でもやっぱりより強い権利を持っている村長として、いち早く処分場をつくらせないという表明はすることはできないんでしょうか。

その点について、20条の中では市町村長とかの意見書提出とかありますけれども、それまで待たないといけないものなんでしょうか。その点についてお聞きしたい。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤洋子議員の質問にお答えをさせていただきます。

最終処分場をつくらないというふうに文言を変えたと、収集、運搬、中間処理、最終処分までの全てを認めないということでございます。

以前の文言につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条で、村長が一般廃棄物の持ち込みを認めないという宣言をしてきました。これで法律的には持ち込めないわけですが、今回改めまして、先ほど担当課長から詳細説明をさせていただきましたとおり、収集、運搬、中間処理、最終処分までこれを認めないということで、最終処分を認めないという宣言に変えたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） ほかに。

土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） この宣言は文言が、運搬、中間処理、最終処分まで、今度の認めない宣言ということで追加になったわけでございますけれども、県のほうの審査が依然として続

いていると思うんですが、これは今2年間本当に続いていくのか、それでこの宣言をしたことにより、村長は今、村長が宣言したから持ち込めない、つくらせないということは、村長が認めたらできないということでございますけれども、いろいろの話を聞いていますと、前のほうの村がいろんな面でウィズと牧野組合、それと村長と、前のときにいろんな話があったかどうかは、その辺のところをちょっと確認して、こういうことがなしなしに続いていくと、また太陽光みたいに既成事実がどんどん進んでいって、またなし崩しになってどうにもならないことにはならないか、その辺のところをちょっとお聞きします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 県のほうからは、正式に話が役場にあったのは、28年11月に立ち会いを、権限は県でございますので、許認可権限も県でございますので、県のほうから平成28年10月6日でございますが、これが群馬県への事前協議書は提出されたということでございます。

群馬県のほうから、11月28日に立ち会いをお願いしたいという申し入れがございました。このときは会社担当の皆さん等も私どもの事務室に訪れていただき、どういう状況であるのかという報告は受けました。なおかつ11月28日にかかわりのある方々が現場で立ち会いということでございました。これに立ち会った方々は、群馬県廃棄物リサイクル課一般廃棄物係、吾妻環境森林事務所、吾妻農業事務所、中之条土木事務所、長野原町、草津町、広域消防本部西部消防署、嬭恋村副村長、住民福祉課、建設課、農林振興課、上下水道課ということでございました。

これについては、県のほうの許認可権限者から現場に立ち会っていただきたいということで、今の近隣の町村の担当も現場に出て、周辺を立ち会ったということでございます。その後、手続的には事前協議書の公告縦覧開始というのが始まってきたということでございます。

以前に、それについてどうこうという話があったわけではございません。ただ、地元では総会もありますし、牧野組合の総会もあったという話は伺ってはおります。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 聞いたところによりますと、平成28年3月31日に今井牧野組合とウィズと嬭恋村長で三者で協議をしたということを聞いておりますけれども、これはまた、こういうことが村が対応して、それで今井牧野組合もそれに沿って5月ごろから会議をしたり、

いろいろな会議をして現在に至って、いろんなことがどんどん進められてきているとは思いますが、村が本当にこれ、初期の対応をやっぱり誤ってしたのかどうか、その辺のところだけは確認して、そのときもしあれなら、本当に村はつくらせないとか、そういうことをはっきり言うべきじゃなかったかと私は思うんですけれども、その辺のところはどうですか。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 今、牧野とウィズさんと私が話し合いをしたということについては、ちょっと今何月何日という言葉がありました。それは精査させてもらえたらと思っています。すけれども、許認可権限はあくまでも県でございます。また、所有権者につきましては、村が所有権者ではございません。

それと、前もお話しさせていただきましたが、所有者と土地の売買について村がどうこう言える立場ではないということだけをご認識いただきたいと、こんなふうに思っております。それは前回の会議でもお話をさせてもらいました。

行政的にしっかりと、今までも県から言われたところについては、立ち会いもさせてもらったりしてきた経緯は、先ほど報告したとおりでございます。

今、ここで改めましてしっかりと業者のほうにも対応するというので、任期中にははっきりするというので、けじめをつけてまいりたいとも思っておりますが、その辺、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 土屋幸雄君。

○2番（土屋幸雄君） 持ち込まない宣言が本当にこれで終結できると村長は思っているんですか。それで、これで思っているとすれば、今井牧野組合とウィズにもこの宣言をしたということ、もう孺恋村はつくらせない、それで協議もこれでよしてくださいとか、そういうことは言える立場であるか、村長は。その辺のところをちょっとお聞きします。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 行政的に区のほうにはお話をさせてもらいたいと思っております。

それと、所有権についてどうこう我々は行政の立場から言う立場ではございません。憲法29条で所有権は絶対でありますので、ただし、公共の福祉に反する場合という場合は制限を受けますけれども、所有権は私権の中では最高の権限でございますので、それについてコメントできる立場ではございませんけれども、行政の立場からは、今井区の皆さんには行政の

立場としての言える範囲のことを明確にさせてもらいたいと考えております。よろしく願いします。

もう1点、先ほど何回か申しますけれども、先ほどの法律の第6条によって、村長が一般廃棄物を外からのものを認めないということはできるわけでございまして、それをしないと宣言しておるわけでございます。

ただし、さらに補足をして、きょうの宣言では、議員の皆さんからのお話もありました。各項目についてまたプラスして、最終処分も認めないという宣言に直したということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質問ありますか。

羽生田君。

○10番（羽生田宗俊君） 村長が初期の対応のおくれがやはりこういう原因になっているのかなど、そんなふうに思います。今、県のほうで、環境アセスメントやいろいろウィズが進めている中で、一番地元にながら、どうして最後までこういうふうにおくれて、今になって決断しなきゃならなかったのか、それが私は不思議に思うんですけども、やはり村長が人ごとのように県の流れやウィズの流れ、いろいろをこういうふうに見ながら、県のほうで判断するとか、こういう流れで我々にはできないとか、やはりそういう理由じゃなくて、村民が心配することは、やはり村長がいち早くそういうことをその会社なりいろいろに、経費のかからないうちにできなかつたのがここまでおくれたのかなど、そんなふうに思いますけれども、やはり村長は地元において、そのおくれは今どう感じているのかお聞きしたいと思います。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 牧野組合さんが土地の売買の予約契約をしたということについて、私自身も実はびっくりしたわけでございます。所有権者でございますので、そういう状況について事前には把握できなかったという状況もございました。

いずれにいたしましても、今現時点では、今年の6月議会で、先ほども申しましたが、一般廃棄物、先ほどの法律の第6条によって、一般廃棄物を村長が持ち込みを認めないということを宣言したわけでございます。これによって、他の市町村からの一般廃棄物は現実持ち込めないということで、この件につきましては、群馬県の部長並びにリサイクル課長もいるところではっきりと確認もしてきて、これも1年前ぐらいですか、確認もしてきておるとこ

ろでございます。それに基づいて昨年の6月、宣言をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 羽生田宗俊君。

○10番（羽生田宗俊君） 村長が地元にながら、やはりそういう情報は一番わかっているのかなど、それを最初の判断がやはり村長にあつて、ウィズなり牧野組合なりいろいろの人に、村の長としてはこういう意向だと、そうすれば最初からこういう動きはできなかったのかなど私なりに思っていますけれども、やはり村長、先ほど土屋議員が言われたとおり、ウィズと会つたり、いろいろウィズもこつちへ来ていると思っておりますけれども、そのときの最初の判断は、どういう回答なり、どういうふうにな村はするのか、どう答えたのか、ウィズとの会合のあれをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 役場には数回お見えをしております。

また、地元の牧野組合も、今井の区長は牧野組合の1年間区長を務めますが、その顧問という立場にもなります。私の場合は平成17年区長をやりましたので、その1年間は今井牧野組合の顧問を務めさせていただきました。牧野組合については、以前からお話をさせてもらっておりますけれども、税金が村に払えないような状況があつたとか、負担金を逆に払ってもらわないと牧野が成り立たないというようなことでございました。経営が非常に厳しい、そこに原子力発電所の問題があつたりで、シイタケ木の木も入札に出せないというような状況があつたやには伺っております。

そんな経緯がありましたけれども、何回も申しますが、昨年の県とも確認をして、部長とも会つて、リサイクル課長とも会つて、法律の6条があるので、村長が持ち込みを認めないという宣言をすれば、これは法律上認められないものですという回答も得まして、昨年の今6月に宣言をし、なおかつ告示もし、なおかつ例規集にも記載をし、現在ホームページでも公表しておるという状況でございます。

いろんな経緯がこうありましたが、しっかりと明確に、さらに先ほど申しました相手の会社のほうに対しても、また行政上、今井区に対しましても、話はしっかりとさせてもらいたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 羽生田宗俊君。

○10番（羽生田宗俊君） 本当、村長という職はやはり決断やいろいろがあろうかと思いま

すけれども、その決断を早くすることによって、いろいろの動きがとまったり、村の人が心配したり、迷惑がかかったり、そういうことがなくなるのかなど。村長を見ていますと、成り行きで、一つのを成り行きで見守ってから、いろいろこうして押し迫って決断することが多いように見受けられるんですけども、これ、この問題じゃないんですけども、やはり太陽光だとかそういうのも、村が美観を計画して、別荘地帯だとかそういうところに景観条例まで引いておいて、そしてそれをまた太陽光だとか、いろいろ迷惑のかかるようなこともとめられないと。

それは、だから村長としてやはり決断をして、いろいろ職員の人に研究してもらって、そしてどうしてもこれはとめるというような方向にいかないと、なかなかこれ心配が絶えないのかなど。

これも、太陽光は国の進めだから、これはなかなか難しいと。これもまた県のほうのアセスメントだとかいろいろ通ってくると、議会は関係ない、長の判断で決まるというようなことなんですけれども、本当に土屋議員の言われているように、とめられるのかお聞きしたいと思います。これで終わりにできるのかははっきり、理屈じゃなくて、何の条例があつてどういうふうにしてどういう、そのことじゃなくて、これでしっかり、もうこれは向こうの会社にも全てでこの動きがとまると、だから結局できないものをいちいち会社だって動かないわけですから、やはりそれは村長がここでもうこれで終わりにするんだと、しっかりとそのことを聞かせていただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 行政の立場からできることをしっかり努め、また、先ほど松本議員のおっしゃったとおり、しかるべくできることを全て任期中に行い、そして断固つくらないとすることで進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（滝沢俣明君） ほかにご質疑ございませんか。

黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） 同僚議員が皆さんみんなおっしゃったことは、皆さんみんな考えは同じだと思っております。

私も編集後記に出しました。村長が3月の定例議会本会議において、この問題は私の任期中に必ず解決をすると明言をされました。またきょうも明言したわけですね。そういうことなんで、できれば早く履行していただいて、新しい今度元号が変わって、新しい時代に引き

ずらないように、平成の時代は平成で終わらすということで、ぜひ新しい時代が来たらこんな話はないということをもし約束できるのであれば、村長が。しっかりと約束をしていただいて、村民の皆さんに余り不安を与えないということをしていただきたいと思いますが、村長、今度の新しい時代まで引きずるようなことはないと思いますが、その辺をちょっと聞かせてください。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） その決意で取り組みます。よろしくお願いします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 議員の皆さん、同じようなことをみんな言っているわけですけども、私も一言。

この話、村長も多分、最初からこういう話があったというのは承知していますよね。ところが、ある日、突然、孀恋村へ廃棄物は持ち込ませないという宣言をすると。この話は今誰か言うように、最初から、持ち出したころから村長がこういう発言を、これは村としては無理ですよという発言をしてくれたのなら、ここまでやっぱりみんなが嫌な思いしなくてもいいと思いますよ。

特に同僚議員、今井の同僚議員は本当に切ながっていましたよ。俺はこんなはずじゃなかったと泣いていましたよ、あの人は。なんである日、突然こういうことになったのか、村長としてのリーダーシップ、決断力、もう一つ、地熱もそうですよね。地熱も予算案ができて、次は差しかえるというような、こういうことです。どうしてそういうことがあるのか、今の村長としての気持ちをお聞かせ願いたい。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 熊川一議員のお話がありました。本当に長い間、私の先輩として小さいころから一緒に生きてまいりました。また、熊川議員は牧野の本当に林業を一生懸命やってきた人物でございました。

葉脈路を県の補助、森林組合のご指導をいただき、税金を払うために牧野で働いてきたということも認識しております。また、歴代牧野組合が笹見平にあの施設をつくって、税金を払うのが大変だねという状況が続いてきたのも事実でございます。

〔「声聞こえない、もうちょっと大きい声で言ってくれ」と呼ぶ者あり〕

○村長（熊川 栄君） 税金を払うために大変努力してきたということも事実であります。また、牧野組合が笹見平にウィズ関係の残土を入れてきたということも見てきておるところであります。それにどうこう私が立場上、言える立場ではございませんけれども、それも見てきております。そういうことで、熊川議員の心の中は、私は嫌なほどわかるつもりであります。

ただし、行政として日本一のキャベツを守る、風評被害の恐ろしさというのもわかる、そして昨年の6月、宣言文の前段もしっかり読んでいただきたいと思っておりますけれども、決断をしたということでございますし、明確にしたと私は思っております。

また、地熱につきましても、やっぱりこれも風評被害が怖いというお話がありました。当時は農協の関係者からも厳しくご指摘を受けてきたという経緯もあります。私は就任の時点では、地熱は活用すべきであるということで公約もしておいたわけでございますけれども、地熱が現実的に風評被害、難しいという決断もして、地熱は私の任期中にはやらんということでストップをしておりました。これも第一次産業の日本一のキャベツを守るためだという認識に至ったわけであります。

今回の案件につきましても、考えは全く同じであります。風評被害、キャベツの産地日本一なったのも、私だけじゃない、私たちの先人の皆様の並々ならぬ努力で今日の嬌恋はあると思っております。したがって昨年の6月の宣言ということでもあります。

ただし、詳細な最終処分という文言まで入れた方がいいということでございますので、本日、その一部修正をさせていただいて、決断をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 説明はいつも同じで、キャベツ、第一次産業、これはみんな承知しますよ。村長さんも常日ごろからずっと言っています。私が言うのは、この話が持ち上がった時点で、どうしてその話をしてくれなかったかと、こういうことなんですよ。

ある日、突然宣言をしました、ある日、突然やめました、これじゃトップとしての決断力、判断ゼロですよ。これじゃ。どうやって信じるのか。

あと、もう1点、せめて牧野組合さんたちの説明会ぐらい、これは委員会が2回、要は否決されました。しかしながら、一番の、村長は今井の母体じゃないですか。同郷中の同郷の

村長が、今井の牧野組合の意見も一つも聞かないで門前払い、普通のトップだったら、おい、ちょっと議会のみなさんも聞いてやってくださいよ、これが俺、トップとしての人情だと思うんですよね。それを一つも聞かないで、きょうここまで来た。これは非常に私は残念なんですけれど、もう一度その判断として、キャベツ、一大産業、最初からみんなわかっていますよね。今始まった話じゃないです。結果的に村長はそういう言いわけしますけれども、何で突然そうなったんですか。もう一回。

あと、もう1点、どうして今井の人たちの少数の意見を聞いてやらなかったか、その2点お願いします。

○議長（滝沢倅明君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 事前審査の書類が役場のほうに出て、現場の立ち会いがあったというのがまずスタートだだと思っておりますが、その後、牧野のほうで売買の予約をしたという事実も確認をしてきた経緯があります。その時点で行政的にどうこうという立場がまだ全然見えない状況でございました。

ただ、先ほど申しましたように、牧野組合はそれなりに経営が厳しいという現実もあったのもよく聞いております。また、前熊川一議員とも何回か当然相談もさせてもらってきたところでございます。そういう流れの中で、昨年6月宣言をしたということでございます。何回も申しますが、法律の6条の持ち込まないという宣言によって、一般廃棄物は外からは法律上持ち込めないということでございます。そういう経緯があったので、昨年6月に宣言を明確にしたということでございます。

また、民主主義でございますから、多数決の原理でございますけれども、多数決の原理は裏返すと少数意見の尊重という原則もあるわけでございます。今井の牧野の組合の皆さん、また、私も牧野の組合の一員であった経緯も過去ありますが、非常に苦渋な形で売却をしたいという意思を、相手の企業と仮の契約をなさっておったという状況も、売買契約の予約につきましては、後から知ったことでございますけれども、そういうこともあったということでございます。

牧野の役員さんと今、膝詰め談判で話した経緯はその後ございませんけれども、少数意見は尊重した中で昨年6月の決断に至ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（滝沢倅明君） 黒岩鹿二郎君。

○11番（黒岩鹿二郎君） 今、村長、民主主義、多数決だと、こういう言葉言われました。

確かにそのとおりですよ。しかしながら、今、1万を切ったこの村で、果たしてそういう民主主義ですよ。少数の人たち、意見を聞きませんよという村長を私は非常にこれさみしいと思いますよね。こういう村だからこそ、小さいかわいい子供、年寄りの人、少数の意見を拾い上げて、やっぱりその人たちに説明してからこういう決断をすると、ここまでもつれ込むことは俺はなかったと思うんですよ。

それを一つもしないで、即、判断しますよ、宣言しますよ、これは確かに村長の言うとおりのことです。でも、この村でそんなことは通用できますか。その辺は村長の考え、私の考え、随分違うところです。

今後、これ以上、村長に質問してもしようがありませんから、答弁は要りませんけれども、ぜひ今後、小さい子供、年配の人たち、困っている人たち、どういう格好でも意見を聞いて、ある程度の納得できるようなこれは判断をしてやるのが、これは孀恋村トップの俺は人情味があり、人情であり、これが政治家だと思いますが、今後よろしくお願いします。

以上です。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（滝沢倅明君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。ご意見ありませんか。

黒岩忠雄君。

○6番（黒岩忠雄君） 私は賛成の立場で言わせていただきます。

先ほど私が言った平成の代で終わらせて、次の代まで持ち越さないということを着実にやるということを村長が明言しました。

村長の明言を尊重いたしまして、私は賛成とさせていただきます。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

伊藤洋子さん。

○8番（伊藤洋子君） 私も賛成にし、それとそれを補強し、確実なものにするという立場で討論を行います。

皆さんの質疑を聞いていて、やはり私は村長の最初の判断がこういうふうに長引いたというのは、経緯を見てわかりました。

実は2015年の1月議会と3月議会で、私たちこの場で廃案にしたわけなんですけれども、新しくなって2016年3月31日が、先ほど幸雄議員が言いましたけれども、ウィズと牧野組合と村長で話し合いをしているんです。私はそれをウィズの報告文書を見てわかったわけなんですけれども、ということは、村長は廃案になったものをまた盛り返そうとしたのかなというので、すごく議会が軽視されたような思いでございました。

そのことから、結局、また盛り上がって、この最終処分場問題が起こったわけなんですけれども、そこで村長に本当にキャベツを守り、婦恋村の自然を守り、そして本当に豊かなままやっけていきたいというのが根本にあり、平成12年だったと思うんですけれども、第6条に基づいて持ち込まない宣言がされていたのも、それをやったのが去年の6月だったということでは、村長に根本的に本当に婦恋村の自然とキャベツと観光を守ろうというものがあつたら、私は牧野組合の皆さんに、もっと私がいつも提案している森林を活用したとか林業をというので相談に乗ってあげられたんじゃないかという思いがありますので、村長にその基本的なところをきちんとして、それでこの問題をこの任期中に終わらせて、もう本当に農家の人たちにも観光の人たちにも安心させることをやってほしい、それが先ほどから村長は法律上と言うけれども、法律上では確かに村長はやりました。

でも、今度は、それを実施するのは村長の政治姿勢になると思いますので、そこら辺は強く実施していただきたい。その政治姿勢がなければ、これはもしかしたらまただめになるかもしれないという私は不安を持っております。先日の生産者大会で農家の方も一生懸命訴えていました。それに応えるためにも、ぜひこれを基本的な考えに基づいてやっていただきたい。その補強提案をして賛成といたします。

○議長（滝沢倅明君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（滝沢倅明君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝沢倅明君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（滝沢倣明君） 以上をもって、付議された案件の審議は終了いたしました。

よって、平成31年第3回嬭恋村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成31年 月 日

議 長 滝 沢 俣 明

署 名 議 員 土 屋 幸 雄

署 名 議 員 松 本 幸